

令和7年度

# 東広島市 地域グループ営農支援制度 申請の手引き

申請前によくお読みください。

募集期間：令和7年6月9日（月）～令和7年6月30日（月）

《 申請・お問合せ先 》

担当課：東広島市 産業部 農林水産課

住 所：〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所本館8階）

電 話：082-420-0939

F A X：082-422-5144

e-mail：[hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp](mailto:hgh200939@city.higashihiroshima.lg.jp)

ホームページ：<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/8/6/24667.html>

# 目 次

|   |                            |   |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 2 | 募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・       | 3 |
| 3 | 補助対象等・・・・・・・・              | 3 |
| 4 | 申請から補助金交付までの流れ・・・・・・・・     | 5 |
| 5 | 必要書類・・・・・・・・               | 8 |
| 6 | 申請方法・・・・・・・・               | 9 |
| 7 | 注意事項・・・・・・・・               | 9 |

※補助金申請の手引き、補助金交付申請書類は市ホームページからダウンロードするか、農林水産課窓口でお受け取りください。  
(ホームページ:<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/8/6/24667.html>)

## 1 目的

農地を保全し地域農業を支える複数の農家グループの農業経営の安定化を図るため、地域グループ営農団体が購入する農業用機械等の経費の一部を支援するものです。

## 2 募集期間

令和7年6月9日（月）～令和7年6月30日（月）

- ・ 交付申請額が予算に達した場合は、受付を終了します。予算に達した日に受けた申請は却下し、その前日までに受けた申請は受け付けます。
- ・ 必ず購入前に申請をしてください（事前購入は認められません。）

## 3 補助対象等

### (1) 補助対象者

次の条件を満たす地域グループ営農団体とします。

- ・ 概ね集落の3戸以上かつ概ね3ha以上の集積を行い、共同利用、共同活動、地域農業の継続に取り組む団体で、JAが認定するグループ

※補助対象者の要件に該当するかについて、事前に、対象集落を管轄するJA担当窓口にご相談ください。

【担当窓口】

- ① 団体の対象集落が安芸津以外の場合

JAひろしま 広島中央地域営農経済センター

（東広島市西条中央5-8-10） TEL：082-423-5913 FAX：082-424-3933

- ② 団体の対象集落が安芸津の場合

JAひろしま 芸南地域営農経済センター

（東広島市安芸津町三津4258-1） TEL：0846-45-3360 FAX：0846-45-2392

- ・ 同一経費に関する補助をこれまで活用していない団体

### (2) 補助対象経費

- ① 省力化支援（JAが認定するグループが共同で機械購入する場合。）

米、麦、大豆その他農作物の生産及び処理加工に係る機械の購入に要する経費のうち、市長が必要と認める経費。

なお、対象とする機械は1団体につき1機種とします。

※ただし、一連の作業工程で必要となるものは、別々の機械であっても、1機種とみなすこととします。

- ② 世代交代促進支援（JAが認定するグループのうち世代交代促進を進めることを市が認めたものが共同で利用する機械購入する場合。）

米、麦、大豆その他農作物の生産及び処理加工に係る機械の購入に要する経費のうち、市長が必要と認める経費。

なお、対象とする機械は1団体につき1機種とします。

※ただし、一連の作業工程で必要となるものは、別々の機械であっても、1機種とみなすこととします。

※世代交代については、グループ内、既存構成員同士での代表権の変更等は対象になりません。

- ③地域内連携支援（ＪＡが認定するグループが共同で農業用施設等購入する場合。）  
グループが営農を行うにあたり必要な農業用施設及び附帯施設（農業用倉庫、休憩所、衛生設備等）の購入に要する経費のうち市長が必要と認める経費。  
なお、対象とする施設等は１団体につき１種類とします。

### **(3) 補助額**

- ①省力化支援…補助対象経費の２分の１（上限額２００万円）  
②世代交代促進支援…補助対象経費の２分の１（上限額２００万円）  
③地域内連携支援…補助対象経費の２分の１（上限額１００万円）

### **(4) 補助事業完了後の注意事項**

#### **①補助対象機械等の処分について**

購入した農業用機械等については、適切に管理してください。なお、真にやむを得ない事情により処分しようとするときは、必ず処分する前に農林水産課までお問い合わせください。

#### **②実施状況報告書の提出について**

補助金交付年度を含む５年間（令和７～１１年度）、毎年度の末日（３月３１日）までに、実施状況報告書を提出してください。

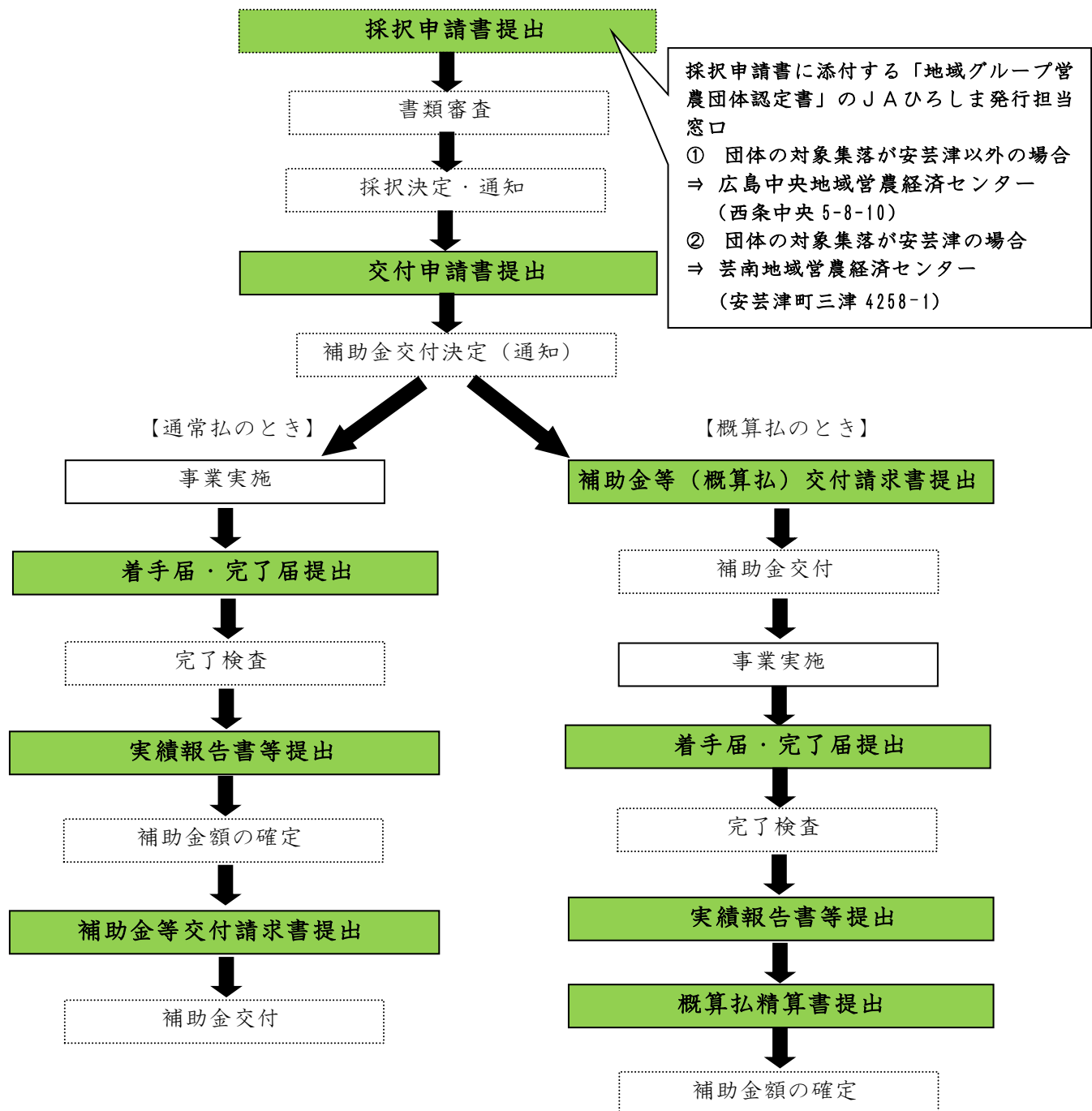
#### **③現地確認及び調査について**

上記②の提出後、農林水産課が必要と認める場合は、現地確認及び調査を行いますので、ご協力ください。

#### 4 申請から補助金交付までの流れ

※色塗り部分が、地域グループ営農団体から提出いただくものです。

※「補助金等（概算払）交付請求書」の提出時期は、事業完了後に補助金を受け取る「通常払」と事前に補助金を受け取る「概算払」で異なります。



##### (1) 採択申請書の提出

「採択申請書」、「事業計画書」、「地域グループ営農団体認定書」ほか、必要な添付書類等を農林水産課まで持参または郵送にて提出してください。

※提出書類のうち、「地域グループ営農団体認定書」についてはＪＡが発行するため、事前にＪＡ担当窓口へご相談ください。（詳細は８ページを参照）

##### (2) 採択の決定

採択申請の受付順に書類審査を行い、採択を決定し、申請者に採択決定通知書を郵送します。

### (3) 補助金交付申請書の提出

「補助金等交付申請書」ほか必要な添付書類等を、農林水産課まで持参または郵送にて提出してください。

### (4) 補助金交付の決定

交付申請書の提出後に書類審査を行い、補助金交付を決定し、申請者に交付決定通知書を郵送します。

### **【通常払のとき】**

※事前に補助金の受取り（概算払）を希望される場合は、7ページをご覧ください。

### (5) 着手届の提出

事業に着手したときは、「事業着手届」ほか、必要な添付書類等を農林水産課まで提出してください。

### (6) 完了届の提出

事業が完了したときは、「事業完了届」ほか、必要な添付書類等を農林水産課まで提出してください。

### (7) 実績報告書の提出

事業完了の日から30日以内、または令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに「補助事業等実績報告書」ほか必要な添付書類等を提出してください。

### (8) 補助金額の確定

提出いただいた実績報告書の内容を審査し、現地確認等を経て補助金額を確定し、申請者に補助金額確定通知書を送付します。

### (9) 補助金交付請求書の提出

補助金額確定通知書の内容に基づき、補助金等交付請求書を提出してください。

### (10) 補助金の交付

提出された補助金等交付請求書の内容に基づき、指定口座に補助金を交付します。

## 【概算払のとき】

### (5) 補助金（概算払）交付請求書の提出

概算払を希望される場合は、「補助金等（概算払）交付請求書」を提出してください。

### (6) 補助金の支払

提出された補助金等（概算払）交付請求書の内容に基づき、指定口座に補助金を支払います。

### (7) 着手届の提出

事業に着手したときは、「事業着手届」ほか、必要な添付書類等を農林水産課まで提出してください。

### (8) 完了届の提出

事業が完了したときは、「事業完了届」ほか、必要な添付書類等を農林水産課まで提出してください。

### (9) 実績報告

事業完了の日から30日以内、または令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに「補助事業等実績報告書」、「概算払精算書」ほか必要な添付書類等を提出してください。

### (10) 補助金額の確定

提出いただいた実績報告書の内容を審査し、現地確認等を経て、補助金額を確定し、申請者に補助金額確定通知書を送付します。

## 5 必要書類

### (1) 採択申請

- ・採択申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・地域グループ営農団体認定書※（JAが発行）
- ・規約等（組織運営に関する規定）
- ・構成員名簿
- ・参考見積書（購入予定の農業用機械等）1者

※地域グループ営農団体認定書について

- ・補助対象者の要件に該当するかについて、事前に対象集落を管轄するJA担当窓口にご相談いただいた上で、「地域グループ営農団体認定書」の発行を依頼してください。（認定書発行後の採択申請については、農林水産課へ提出してください。）

【認定書の担当窓口】

- ① 団体の対象集落が安芸津以外の場合

JAひろしま 広島中央地域営農経済センター

（東広島市西条中央5-8-10）TEL：082-423-5913 FAX：082-424-3933

- ② 団体の対象集落が安芸津の場合

JAひろしま 芸南地域営農経済センター

（東広島市安芸津町三津4258-1）TEL：0846-45-3360 FAX：0846-45-2392

【必要書類】

- ・地域グループ営農団体認定申請書
- ・規約等（組織運営に関する規定）
- ・構成員名簿
- ・その他JAが必要と認める書類

### (2) 補助金交付申請

- ・補助金等交付申請書（別記様式第1号（第3条関係））
- ・事業計画書（様式第2号）※採択申請書に添付している場合は、不要
- ・事業内容及び経費配分等計画書（様式第4号）

### (3) 着手届

- ・事業着手届（様式第5号）
- ・見積顚末書等の見積合わせ状況が確認できる書類  
※見積合わせは3者以上としてください。  
※特殊なもの等で1者しかとれない場合は事前に市に相談してください。
- ・契約書

#### (4) 完了届

- ・事業完了届（様式第6号）
- ・購入した機械等の全景及び型式が確認できる写真

#### (5) 実績報告

- ・補助事業等実績報告書（別記様式第10号（第13条関係））
- ・事業実績書（様式第7号）
- ・事業内容及び経費配分等実績書（様式第8号）  
※概算払のときは、次の書類も提出してください。
- ・令和7年度補助金概算払精算書（様式第9号）

#### (6) 交付請求

- ・補助金等交付請求書（別記様式第12号（第16条、第17条関係））

#### (7) 実施状況報告

※補助金交付年度を含む5年間（令和7～11年度）、毎年度の末日（3月31日）までに提出

- ・実施状況報告（様式第10号）

### 6 申請方法

|                                                         |                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 採択申請<br>補助金交付申請<br>着手届<br>完了届<br>実績報告<br>交付請求<br>実施状況報告 | 窓口まで持参してください。<br><br>受付窓口 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号<br>東広島市 産業部 農林水産課（東広島市役所本館8階）<br>TEL：082-420-0939 FAX：082-422-5144 |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 7 注意事項

補助金交付決定後は、3者以上による見積合わせを実施した上で購入してください。（特殊なものなどで1者しかとれない場合を除く）